

平成 31 年 1 月 8 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

期日前投票所の増設 投票区・投票所の変更について

本市選挙管理委員会では、平成31年2月3日執行予定の愛知県知事選挙から下記のとおり期日前投票所を増設し、投票区・投票所の変更をします。
記

1 期日前投票所の増設について

期日前投票所を豊川市役所北庁舎北11会議室の他に、一宮生涯学習会館、音羽生涯学習会館、御津生涯学習会館、小坂井生涯学習会館の4箇所を増設します。

【期日前投票所及び投票期間】

投票所	期間
豊川市役所 北庁舎北11会議室	1月18日(金)から2月2日(土) 午前8時30分～午後8時
一宮生涯学習会館 集会室 音羽生涯学習会館 集会室 御津生涯学習会館 集会室 小坂井生涯学習会館 集会室	1月31日(木)から2月2日(土) 午前9時～午後5時

【所在地】

豊川市役所：豊川市諏訪1丁目1番地
一宮生涯学習会館：豊川市上長山町小南口原1の500番
音羽生涯学習会館：豊川市赤坂町西裏47番地1
御津生涯学習会館：豊川市御津町西方日暮30番地
小坂井生涯学習会館：豊川市宿町光道寺40番地



2 投票区・投票所の見直しについて

すべての投票区の名称が変わり、一部投票区の投票所が変更となります。これにより、59箇所あった投票所は、47箇所となります。

問い合わせ先 豊川市選挙管理委員会（市役所総務部行政課内 木村、山本）
電話 0533-89-2123
Eメール gyosei@city.toyokawa.lg.jp